

# 北海道いじめの防止等に関する条例

いじめは、どのような理由があっても、絶対に許されることではありません。  
北海道は、子どものいじめをなくしていくために、全国に先駆けていじめの防止等に関する条例をつくりました。

ができました!!

**みんなで力を合わせいじめから子どもを守ります!**

## いじめは絶対ダメ!!

本人が苦痛を感じていることは、いじめにあたります。自分がされていやだと感じたら、他の人も同じなのです。学級だけでなく、部活動や塾など、本人が関係する人や集団から受けた行為は全ていじめにあたります。

### いじめの事例

- これまでの調査で、道内では以下のような事例が見られました。
- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- 仲間はずれや集団による無視をされる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- パソコンや携帯電話などを使って、悪口を書かれる。など

### はやし立てたり見たりしている人

- いじめをはやし立てたり、見て見ぬふりをしたりすることも、いじめることと同じように許されません。
- <はやし立てる人>
  - いじめをおもしろがったり、もっとエスカレートするようにな騒ぎ立てたりする。
- <見ている人>
  - いじめが行われていることを知りながら、見て見ぬふりをする。

## アンケートでいじめの芽を把握します



学校では、いじめが起きないよう、また、これからいじめになりそうな問題を解決するために、子どもたちに対してアンケートを行います。

また、先生方が子どもと面談をするなどして、話をよく聞くようにします。

相談したことによって、いじめを受けたり、さらにいじめがひどくなったりすることはできません。

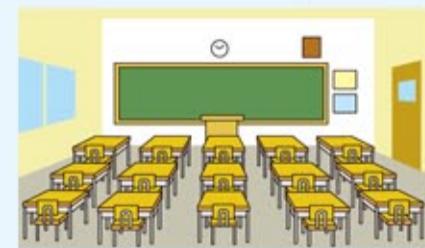
## もし、いじめが起きたら

### 学校は子どもを徹底して守り通します

学校には、いじめられている子どもを徹底して守り通す責任があります。

もし、いじめと思われることがあった時は

- まず、いじめの事実をしっかり調べます。
- いじめがあったときは、いじめを受けた子どもを必ず守ります。
- いじめを行った子どもには、いじめをやめさせる指導を行います。
- また、警察と協力して問題を解決する場合もあります。



### 深刻ないじめがあった場合は

#### 深刻ないじめとは

- いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたこと。
- いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされていること。

- 北海道教育委員会の下に第三者機関を置いて、道立学校で発生した深刻ないじめについて調査を行い、知事に報告します。知事は、必要があると認めるときは知事が設置する第三者機関において再調査を行います。
- 市町村立学校や私立学校についても、おおむね同様の流れで深刻ないじめについて事実関係を調べ、対処します。

